

## 川俣町住宅新築等支援金交付要綱

令和3年10月1日

告示第66号

改正 令和4年3月18日告示第31号

令和5年2月1日告示第8号

(趣旨)

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町は、住宅新築支援を行うことにより、人口減少の抑制と定住人口の増加を図るため、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象空き家 川俣町空き家等バンク実施要綱（平成30年川俣町告示第90号）第2条第1号に規定する空き家等であって、同実施要綱第3条による登録を受けているものをいう。
- (2) 対象空き地 川俣町空き家等バンク実施要綱第2条第2号に規定する空き地であって、同実施要綱第3条による登録を受けているものをいう。
- (3) 定住 住所地として本町の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地に生活の本拠を置くことをいう。
- (4) 移住者 本町外から本町に転入後1年以内の者又は転入しようとする者をいう。ただし、以前本町の住民基本台帳に登録されていた者については、転入日の前3年間において本町の住民基本台帳に登録されていない者をいう。
- (5) 親族 3親等内の血族又は姻族をいう。
- (6) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。

(交付対象住宅)

第3条 支援金の交付対象住宅は、次の各号のすべてに該当する住宅とする。なお、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積の2分の1以上を占める

併用住宅も対象とする。

- (1) 戸建住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (3) 住宅の延べ面積は、住生活基本計画（全国計画）において定める一般型誘導居住面積水準を満たすこと。

（交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者は、交付対象住宅の所有者とし、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、所有者が2名以上いる場合は、そのうちの1名のみとする。

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する者であること。
  - ア 認定申請時点において移住者である者
  - イ 賃貸住宅に居住している者
  - ウ 二世帯以上が同居している世帯から独立する者
- (2) 交付対象住宅に自ら居住する。
- (3) 支援金の交付申請日から継続して5年間以上、交付対象住宅に定住する。
- (4) 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けた者ではないこと（過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。
- (5) 福島県が施行する12市町村移住支援金交付事業において交付対象となる者でないこと。ただし、次に掲げるア又はイの奨励金等のいずれの対象にもならない者を除く。
  - ア 川俣町住宅取得支援奨励金交付要綱（平成30年川俣町告示第34号）による奨励金
  - イ 福島県が施行する「住んでふくしま空き家対策総合支援事業」による補助金
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (8) 所有者及び同居する世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。
- (9) その他、町長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者とし  
ないものとする。

(1) 取得した交付対象住宅の所有者が2名以上いる場合において、交付対象住宅に  
係る共有持ち分が2分の1未満である場合

(2) 所有者又は同居する世帯員の中で、本要綱に基づく支援金を交付されたことが  
ある者がいる場合

(交付対象事業)

第5条 支援金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当する住宅の新築とする。

(1) 対象空き地に交付対象住宅を新築する事業であって、次のアからウに該当する  
事業

ア 自ら居住するために購入した対象空き地（自らの親族が所有する対象空き地  
を取得した場合を除く。）に交付対象住宅を新築すること。

イ 支援金の認定後に対象空き家の新築工事に着工すること。

ウ 交付対象住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。

(2) 対象空き家を除却後、同一敷地内に交付対象住宅を新築する事業であって、次  
のアからウに該当する事業

ア 自ら購入した対象空き家（自らの親族が所有する対象空き家を取得した場合  
を除く。）を除却すること。

イ 支援金の認定後に対象空き家の除却工事に着工すること。

ウ 対象空き家の除却工事及び交付対象住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わ  
せて行うものであること。

(交付対象経費)

第6条 支援金の交付対象経費は、次の第1号に掲げる経費とし、第2号に掲げる経  
費を除いたものとする。

(1) 交付対象者が交付対象事業に要した経費のうち、次のア及びイの経費

ア 住宅の新築に要した経費（川俣町住宅取得支援奨励金交付要綱による奨励金  
の交付対象となる者、及び、福島県が施行する「福島県12市町村移住支援金」  
の交付対象となる者が、住宅の新築を行う場合を除く。）

イ 空き家の除却に要した経費（福島県が施行する「住んでふくしま空き家対策

総合支援事業」の補助対象となる者が、空き家の除却を行う場合を除く)

(2) 次のアからオの経費

- ア 土地取得費
- イ 外構工事等に要する経費
- ウ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- エ 調査、設計及び工事監理に要する経費
- オ 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(支援金の額)

第7条 支援金の額は、次の表のとおりとし、基本額と加算額の合計額とする。ただし、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

基本額	交付対象経費の2分の1以内の額とする。 ただし、上限を140万円とする
加算額	次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める額を基本額に加算する。 ただし、基本額と加算額の合計額は、交付対象経費の2分の1以内の額とし、基本額が交付対象経費の2分の1に達する場合は、当該加算はしない。 (1) 交付申請時において、世帯に中学生以下がいる場合 20万円 (2) 交付申請時において、世帯に町内企業で正社員として就労する者がいる場合 20万円 (3) 住宅の建築を町内企業が請け負う場合 20万円 (4) 第5条第2号に定める事業を行う場合(福島県が施行する「住んでふくしま空き家対策総合支援事業」の補助対象となる者が行う場合を除く) 80万円

(認定申請)

第8条 支援金の交付を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、住宅新築等支援金認定申請書(様式第1号)により、次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 住宅の新築に関する工事請負契約書の写し

- (3) 住宅の位置図、各階平面図及び求積図
- (4) 代表者選任届（様式第3号）（所有者が2名以上いる場合）
- (5) （空き家の除却を行う場合）空き家の除却に関する工事請負契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、住宅の新築工事の契約締結日（空き家の除却を行う場合にあつては、空き家の除却工事の契約締結日）から起算して30日以内に行わなければならない。

（認定）

第9条 町長は、前条の規定により認定申請があつたときは、当該申請を審査し、認定の可否を決定し、住宅新築等支援金認定通知書（様式第4号）により、認定申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更等）

第10条 前条の規定により認定を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、住宅新築等支援金変更認定申請書（様式第5号）に、町長が必要と認める書類を添付して申請し、あらかじめ町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請を審査し、認定の可否を決定し、住宅新築等支援金変更認定通知書（様式第6号）により、認定申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 第9条に基づく認定を受けた者で、支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、住宅新築等支援金交付申請書（様式第7号）により、次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 新築した住宅の登記簿謄本及び写真
- (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写し
- (3) 住宅の新築工事に関する請求書類及び支払いが確認できる書類
- (4) 定住誓約書（様式第8号）
- (5) （空き家の除却を行った場合）空き家の除却後の写真
- (6) （空き家の除却を行った場合）空き家の除却工事に関する請求書類及び支払いが確認できる書類

(7) 就労証明書(様式第9号) (第7条の表中第2号に該当する場合)

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、交付対象住宅の取得日(その日が、交付対象住宅への定住を開始した日より前の日であるときは、当該定住を開始した日)から起算して3か月を経過した日以降に行わなければならない。

3 第1項の申請は、交付対象住宅の取得日から起算して6か月以内に行わなければならない。

(交付決定)

第12条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請を審査し、交付の可否を決定し、住宅新築等支援金交付決定通知書(様式第10号)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第13条 前条の規定により交付決定を受けた交付申請者は、申請内容に変更が生じたときは、住宅新築等支援金変更承認申請書(様式第11号)に、町長が必要と認める書類を添付して申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、承認の可否を決定し、住宅新築等支援金変更承認決定通知書(様式第12号)により、交付申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第14条 第12条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、住宅新築等支援金交付請求書(様式第13号)により、町長に請求するものとする。

(支援金の交付)

第15条 町長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正行為により、支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付申請日から5年以内に交付対象住宅から転居したとき。

(3) その他、交付の要件に該当しないことが明らかとなった場合。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、住宅新築等支援金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金をすでに交付しているときは、当該交付決定者に対し、住宅新築等支援金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 規則第18条第1項ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 交付決定者は、前項に定める期間内に、取得した交付対象住宅を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産の処分」という。）ときは、取得財産の処分承認申請書（様式第16号）により町長の承認を受けなければならない。

3 交付決定者は、取得財産の処分により収入があるとき、又はあると見込まれるときは、収入金報告書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。町長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（現況の報告）

第19条 交付決定者は、支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、継続居住の事実を現況届（様式第18号）により町長に報告しなければならない。

（転居の報告）

第20条 交付決定者は、支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、取得した交付対象住宅から転居しようとする場合は、転居報告書（様式第19号）により町長に報告しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和4年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前の川俣町住宅新築等支援金交付要綱第6条の規定によりされた認定申請については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。